

## 第 4 4 8 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 7 . 2 . 1 6 提 案 分

区 分		議 案 名															
	議案No																
議 案 (63件)	予 算 案 (20件)	1 <b>平成 2 6 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 5 号 )</b>															
		2 <b>平成 2 6 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 6 号 )</b>															
		3 <b>平成 2 7 年度 島 根 県 一 般 会 計 予 算</b>															
	4 ～ 1 5	<b>平成 2 7 年度 公 債 管 理 特 別 会 計 予 算 外 1 1 特 別 会 計 予 算</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">4 公債管理</td> <td style="width: 33%;">5 証紙</td> <td style="width: 33%;">6 総務事務集中処理</td> </tr> <tr> <td>7 市町村振興資金</td> <td>8 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 母子父子寡婦福祉資金</td> <td>10 農林漁業改善資金</td> <td>11 中小企業近代化資金</td> </tr> <tr> <td>12 中海水中貯木場</td> <td>13 臨港地域整備</td> <td>14 流域下水道</td> </tr> <tr> <td>15 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	4 公債管理	5 証紙	6 総務事務集中処理	7 市町村振興資金	8 あさひ社会復帰促進センター診療所		9 母子父子寡婦福祉資金	10 農林漁業改善資金	11 中小企業近代化資金	12 中海水中貯木場	13 臨港地域整備	14 流域下水道	15 県営住宅		
	4 公債管理	5 証紙	6 総務事務集中処理														
7 市町村振興資金	8 あさひ社会復帰促進センター診療所																
9 母子父子寡婦福祉資金	10 農林漁業改善資金	11 中小企業近代化資金															
12 中海水中貯木場	13 臨港地域整備	14 流域下水道															
15 県営住宅																	
1 6 ～ 2 0	<b>平成 2 7 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 予 算 外 4 事 業 会 計 予 算</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">16 病院</td> <td style="width: 20%;">17 電気</td> <td style="width: 20%;">18 工業用水道</td> <td style="width: 20%;">19 水道</td> <td style="width: 20%;">20 宅地造成</td> </tr> </table> </div>	16 病院	17 電気	18 工業用水道	19 水道	20 宅地造成											
16 病院	17 電気	18 工業用水道	19 水道	20 宅地造成													
条 例 案 (29件)	2 1	<b>独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例</b> 次に掲げる条例における用語の改正等の規定の整理 ・島根県情報公開条例 外 3 件  <div style="text-align: right;">施行日：平成 2 7 年 4 月 1 日</div>															
	2 2	<b>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b> 時間外勤務手当等に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を改めるための所要の改正 ①時間外勤務手当等（休日勤務手当、夜間勤務手当）の額の算定 ・算定の基礎となる手当に特地勤務手当（準ずる手当を含む）、初任給調整手当、特殊勤務手当（月額）、農林漁業普及指導手当を追加 ②勤務しない 1 時間につき給与から減額する額の算定 ・時間外勤務手当等と同様の算定式に改正  <div style="text-align: right;">施行日：平成 2 7 年 4 月 1 日</div>															

区 分		議案No	議 案 名																								
条例案 つづき	2 3	<b>職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</b> 国家公務員の退職手当制度の改正に準じて所要の改正を行うもの ①調整月額の改正 ②勤続期間が24年以下の退職者に対する支給に関する規定の改正 ③その他規定の整理  施行日：平成27年4月1日																									
	2 4	<b>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</b> 社会情勢の変動等に伴い、職員の特殊勤務手当を改正 ①手当の支給対象の改正 <table border="1" data-bbox="486 689 1398 1010"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th colspan="2">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練指導手当</td> <td colspan="2">高等技術校に勤務する職員に係る支給要件に人事委員会規則で定める指導を追加</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特殊現場作業 従事手当</td> <td rowspan="2">温室内で行う 農作業又は試 験研究のため の作業</td> <td>支給対象職員から東部農林振興センターに勤務する職員を削除</td> </tr> <tr> <td>支給対象時期を6月1日から9月30日までの間に改正</td> </tr> <tr> <td>冬期海上等作 業従事手当</td> <td colspan="2">支給要件から水産技術センターに勤務する職員の種苗生産作業を削除</td> </tr> </tbody> </table> ②手当額の改正 <table border="1" data-bbox="486 1059 1398 1290"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">訓練指導手当</td> <td>一般職員</td> <td>33,500円／月を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額</td> <td>1,760円／日を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>16,800円／月</td> <td>880円／日</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成27年4月1日		手当名	改正内容		訓練指導手当	高等技術校に勤務する職員に係る支給要件に人事委員会規則で定める指導を追加		特殊現場作業 従事手当	温室内で行う 農作業又は試 験研究のため の作業	支給対象職員から東部農林振興センターに勤務する職員を削除	支給対象時期を6月1日から9月30日までの間に改正	冬期海上等作 業従事手当	支給要件から水産技術センターに勤務する職員の種苗生産作業を削除		手当名	区分	改正前	改正後	訓練指導手当	一般職員	33,500円／月を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額	1,760円／日を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額	管理職員	16,800円／月	880円／日
	手当名	改正内容																									
訓練指導手当	高等技術校に勤務する職員に係る支給要件に人事委員会規則で定める指導を追加																										
特殊現場作業 従事手当	温室内で行う 農作業又は試 験研究のため の作業	支給対象職員から東部農林振興センターに勤務する職員を削除																									
		支給対象時期を6月1日から9月30日までの間に改正																									
冬期海上等作 業従事手当	支給要件から水産技術センターに勤務する職員の種苗生産作業を削除																										
手当名	区分	改正前	改正後																								
訓練指導手当	一般職員	33,500円／月を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額	1,760円／日を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額																								
	管理職員	16,800円／月	880円／日																								
2 5	<b>一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例</b> 行政需要の多様化に伴い、任期付採用を拡大 ①一般職の任期付職員に次に掲げる区分・任用要件等を追加 <table border="1" data-bbox="486 1496 1474 1888"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>任 用 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">常 勤 職 員</td> <td>イ 一定の期間内に終了することが見込まれる業務</td> </tr> <tr> <td>ロ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</td> </tr> <tr> <td>ハ 任期付職員以外の職員をイ又はロの業務に従事させる場合において、当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが必要な場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">短 時 間 勤 務 職 員</td> <td>ニ 短時間勤務職員をイ又はロの業務に従事させることが必要な場合</td> </tr> <tr> <td>ホ 住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは提供体制を充実し、又はそれらを維持する必要がある場合</td> </tr> <tr> <td>ヘ 職員が修学部分休業、介護休暇、育児部分休業により勤務しない時間について、当該職員の業務に従事させることが必要な場合</td> </tr> </tbody> </table> ②任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間、週休日、勤務時間の割振り、年次有給休暇及び私傷病休暇に関する規定を追加  施行日：平成27年4月1日		区分	任 用 要 件	常 勤 職 員	イ 一定の期間内に終了することが見込まれる業務	ロ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務	ハ 任期付職員以外の職員をイ又はロの業務に従事させる場合において、当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが必要な場合	短 時 間 勤 務 職 員	ニ 短時間勤務職員をイ又はロの業務に従事させることが必要な場合	ホ 住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは提供体制を充実し、又はそれらを維持する必要がある場合	ヘ 職員が修学部分休業、介護休暇、育児部分休業により勤務しない時間について、当該職員の業務に従事させることが必要な場合															
区分	任 用 要 件																										
常 勤 職 員	イ 一定の期間内に終了することが見込まれる業務																										
	ロ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務																										
	ハ 任期付職員以外の職員をイ又はロの業務に従事させる場合において、当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが必要な場合																										
短 時 間 勤 務 職 員	ニ 短時間勤務職員をイ又はロの業務に従事させることが必要な場合																										
	ホ 住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは提供体制を充実し、又はそれらを維持する必要がある場合																										
	ヘ 職員が修学部分休業、介護休暇、育児部分休業により勤務しない時間について、当該職員の業務に従事させることが必要な場合																										

区分		議案No	議案名											
条例案 つづき	26	<b>職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の報告を受けて、職員及び教育職員が夏季休暇を取得できる期間を改正 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月から9月まで</td> <td>6月から10月まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>		改正前	改正後	7月から9月まで	6月から10月まで							
	改正前	改正後												
	7月から9月まで	6月から10月まで												
	27	<b>島根県行政手続条例の一部を改正する条例</b> 行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行うもの ①行政指導の中止等の求めに関する規定を新設 ②処分又は行政指導の実施の求めに関する規定を新設 ③行政指導の方式に関する規定の改正 ④その他規定の整備 <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>												
28	<b>島根県手数料条例の一部を改正する条例</b> 関係法律の改正等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行うもの <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料</td> <td>関係法律の施行に伴う規定の整備</td> </tr> <tr> <td>②土壌汚染対策法関係手数料</td> <td>第4次一括法の施行に伴う事務の移譲による、指定調査機関の指定等に係る手数料の新設</td> </tr> <tr> <td>③長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料</td> <td>長期優良住宅建築等計画の認定等における、設計住宅性能評価書の提出がある場合の手数料の設定</td> </tr> <tr> <td>④歯科技工法の一部を改正する法律関係手数料</td> <td>関係法律の施行に伴う、歯科技工士国家試験に係る手数料の廃止</td> </tr> <tr> <td>⑤宅地建物取引業法関係手数料</td> <td>関係法律の施行に伴う規定の整理</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>		対象	改正内容	①特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料	関係法律の施行に伴う規定の整備	②土壌汚染対策法関係手数料	第4次一括法の施行に伴う事務の移譲による、指定調査機関の指定等に係る手数料の新設	③長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	長期優良住宅建築等計画の認定等における、設計住宅性能評価書の提出がある場合の手数料の設定	④歯科技工法の一部を改正する法律関係手数料	関係法律の施行に伴う、歯科技工士国家試験に係る手数料の廃止	⑤宅地建物取引業法関係手数料	関係法律の施行に伴う規定の整理
対象	改正内容													
①特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料	関係法律の施行に伴う規定の整備													
②土壌汚染対策法関係手数料	第4次一括法の施行に伴う事務の移譲による、指定調査機関の指定等に係る手数料の新設													
③長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	長期優良住宅建築等計画の認定等における、設計住宅性能評価書の提出がある場合の手数料の設定													
④歯科技工法の一部を改正する法律関係手数料	関係法律の施行に伴う、歯科技工士国家試験に係る手数料の廃止													
⑤宅地建物取引業法関係手数料	関係法律の施行に伴う規定の整理													
29	<b>島根県県税条例の一部を改正する条例</b> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの ・課税免除の対象自動車に、幼保連携型認定こども園の設置者が所有する自動車を追加 <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>													

区 分		議案No	議 案 名							
条例案 つづき	30	<b>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</b> 次に掲げる所要の改正を行うもの ①商工会議所法に基づく事務のうち、商工会議所の定款変更の届出の受理の事務について、大田市、益田市に権限を移譲 ②児童福祉法に基づく事務のうち、私立保育所の設置認可に係る児童福祉審議会の意見の聴取等の事務について、松江市、海士町に権限を移譲 ③その他規定の整理  施行日：①②平成27年4月1日 ③公布の日								
	31	<b>島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例</b> 行政需要の変動に伴い、職員定員を改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察官</td> <td>1,495人</td> <td>1,501人</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成27年4月1日		区分	改正前	改正後	警察官	1,495人	1,501人	
	区分	改正前	改正後							
	警察官	1,495人	1,501人							
	32	<b>地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</b> 社会情勢の変動等に伴い、地方警察職員の特殊勤務手当を改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死体取扱手当</td> <td>検視官以外の職員が検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業に従事したとき</td> <td>1体 1,100円</td> <td>1体 1,600円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成27年4月1日		手当名	区分	改正前	改正後	死体取扱手当	検視官以外の職員が検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業に従事したとき	1体 1,100円
手当名	区分	改正前	改正後							
死体取扱手当	検視官以外の職員が検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業に従事したとき	1体 1,100円	1体 1,600円							
33	<b>島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例</b> 少年鑑別所法の施行に伴い、引用する法律の題名を改正  施行日：法施行日又は条例の公布日のいずれか遅い日									
34	<b>警察に関する手数料条例の一部を改正する条例</b> 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、警察に関する手数料を改正 ①運転免許試験等に係る手数料の改正 ②自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料の新設 ③その他規定の整理  施行日：①平成27年4月1日 ②平成27年6月1日 ③公布の日									

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	3 5	<p><b>島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの</p> <p>①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の要件を満たした指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の配置基準を緩和すること</li> <li>・リハビリテーションに係る事業の基本方針に、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを加えること</li> <li>・リハビリテーション会議の開催により、利用者に対し、適切なサービスを提供すること</li> <li>・指定通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合には、知事に届け出ること</li> </ul> <p>②指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションに係る事業の提供に当たっては、適切な方法により利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと</li> <li>・緊急に必要と認められた者に対し、指定介護予防短期入所生活介護事業所の静養室を居室の用に供することができるものとする</li> </ul> <p>③指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた事業者等に対して、訪問介護計画等の提出を求めるものとする</li> <li>・地域ケア会議から、資料の提供等の求めがあった場合は、協力するよう努めること</li> </ul> <p>④特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホームについて、サテライト型居住施設の設置等の基準を定めること</li> </ul> <p>⑤その他規定の整備</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>	
	3 6	<p><b>島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第2条第2号及び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</b></p> <p>介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の基準について、所要の改正を行うもの</p> <p>①一定の要件を満たした指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の配置基準を緩和すること</p> <p>②指定介護予防通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合には、知事に届け出ること</p> <p>③その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>	

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	37	<p><b>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</b></p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>①生活介護及び短期入所に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件を追加</p> <p>②指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例期間を3年間延長</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>	
	38	<p><b>島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</b></p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>①指定児童発達支援事業者が、相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人及び障害児が通う施設を追加</p> <p>②児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件を追加</p> <p>③主に重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業員、その員数及び利用定員に係る基準を追加</p> <p>④その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>	
	39	<p><b>食品衛生法施行条例の一部を改正する条例</b></p> <p>食品衛生上の危害の発生及び拡大の防止等を図るため、公衆衛生上講ずべき措置の基準等について、所要の改正を行うもの</p> <p>①公衆衛生上講ずべき措置の基準の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノロウイルスによる食中毒対策のための食品等の取扱いに係る基準の追加</li> <li>・危害分析・重点管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準の追加</li> <li>・消費者等から食品等に係る異味又は異臭の発生等の苦情を受けた場合の、情報の報告に係る基準の追加</li> </ul> <p>②衛生管理の方法に係る届出の規定の新設</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>	

区 分		議案No	議 案 名																								
条例案 つづき	4 0	<p><b>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</b></p> <p>次に掲げる所要の改正を行うもの</p> <p>①教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止</p> <p>②関係条例の規定の整備</p> <p>・特別職の職員の給与等に関する条例 外 8 件</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成 2 7 年 4 月 1 日 ただし、現に在職する従前の制度による 教育長の任期中は、従前の制度を適用</p>																									
	4 1	<p><b>教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例</b></p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を規定</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成 2 7 年 4 月 1 日 ただし、現に在職する従前の制度による 教育長の任期中は、適用しない</p>																									
	4 2	<p><b>県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>社会情勢の変動等に伴い、職員の特殊勤務手当を改正</p> <p>・温室内作業従事手当の支給対象時期を6月1日から9月30日までの間に改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成 2 7 年 4 月 1 日</p>																									
	4 3	<p><b>県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例</b></p> <p>児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員定数を改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,625人</td> <td>1,611人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>191人</td> <td>189人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>教育職員</td> <td>994人</td> <td>968人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小学校及び中学校</td> <td>教育職員</td> <td>5,056人</td> <td>5,062人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>363人</td> <td>351人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成 2 7 年 4 月 1 日</p>	区分		改正前	改正後	高等学校	教育職員	1,625人	1,611人	事務職員等	191人	189人	特別支援学校	教育職員	994人	968人	事務職員等	80人	80人	小学校及び中学校	教育職員	5,056人	5,062人	事務職員等	363人	351人
	区分		改正前	改正後																							
高等学校	教育職員	1,625人	1,611人																								
	事務職員等	191人	189人																								
特別支援学校	教育職員	994人	968人																								
	事務職員等	80人	80人																								
小学校及び中学校	教育職員	5,056人	5,062人																								
	事務職員等	363人	351人																								
4 4	<p><b>島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例</b></p> <p>島根県立大社高等学校佐田分校を廃止するため、所要の改正を行うもの</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成 2 7 年 4 月 1 日</p>																										

区分		議案No	議 案 名																		
条例案 つづき	4 5	<b>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</b> 次に掲げる条例における引用する法律の題名等の改正及び規定の整理 ・島根県県税条例 外7件  施行日：平成27年5月29日																			
	4 6	<b>島根県立産業交流会館条例の一部を改正する条例</b> 利用者の利便性の向上を図るため、事務室のうち利用されていない区画を会議室等の機能を代替する施設として利用するため所要の改正を行うもの  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">基準額</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>その他の時 間1時間まで ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>事務室のうち 利用されてい ない区画を利用 する場合</td> <td>96円/㎡</td> <td>129円/㎡</td> <td>190円/㎡</td> <td>32円/㎡</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成27年4月1日				区分		基準額				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	その他の時 間1時間まで ごと	会議室	事務室のうち 利用されてい ない区画を利用 する場合	96円/㎡	129円/㎡	190円/㎡	32円/㎡
	区分		基準額																		
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	その他の時 間1時間まで ごと															
	会議室	事務室のうち 利用されてい ない区画を利用 する場合	96円/㎡	129円/㎡	190円/㎡	32円/㎡															
4 7	<b>島根県特別会計条例の一部を改正する条例</b> 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、島根県中小企業近代化資金特別会計を設置  施行日：平成27年3月31日																				
4 8	<b>島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例</b> 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの ①建築主事による仮使用認定に係る手数料の新設 120,000円/件 ②構造計算適合性判定に係る手数料の納付を要しない場合の規定を新設 ③構造計算適合性判定の手続の変更に伴う規定の整理  施行日：平成27年6月1日																				
4 9	<b>島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</b> 浜田川総合開発事業（浜田ダム再開発）に伴い、浜田川発電所を廃止するため所要の改正を行うもの  施行日：平成27年4月1日																				



区 分		議案No	議 案 名					
一 般 事件案 (14件)	5 0	<p><b>公立大学法人島根県立大学中期目標の一部変更について</b></p> <p>平成28年4月から島根県立大学に看護学研究科を設置することから、関連する中期目標の一部を変更</p> <p>①研究科に看護学研究科を追加 ②大学院の課程の名称を変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博士前期課程</td> <td>修士課程</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>博士課程</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	博士前期課程	修士課程	博士後期課程	博士課程
	変更前	変更後						
	博士前期課程	修士課程						
	博士後期課程	博士課程						
	5 1	<p><b>包括外部監査契約の締結について</b></p> <p>平成27年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額：16,360,000円を上限</li> <li>・契約の相手方：長谷川浩之（公認会計士）</li> </ul>						
	5 2	<p><b>直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担の変更について</b></p> <p>国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担限度額の変更 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項</p>						
	5 3	<p><b>直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について</b></p> <p>国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業及び隠岐海峡地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担限度額を設定 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項</p>						
	5 4	<p><b>県の行う建設事業に対する市町村の負担について</b></p> <p>地方財政法の規定に基づく平成26年度県営事業に係る市町村負担率の決定</p>						
5 5	<p><b>一級河川の指定について</b></p> <p>向島川を一級河川に指定するための国土交通大臣の意見照会に対する異議のない旨の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法：河川法第4条第1項</li> </ul>							
5 6	<p><b>宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について</b></p> <p>西部処理区：松江市、出雲市 平成27年度～平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区分の単価に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を1立方メートル当たり単価とし、この単価に流入水量を乗じて得た額</li> <li>・単価：二次処理費63.52円、資本費12.31円</li> </ul> <p>根拠法：下水道法第31条の2第1項</p>							
5 7	<p><b>権利の放棄について</b></p> <p>島根県母子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の請求権の放棄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者：個人</li> <li>・放棄する権利の内容：平成6年12月15日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額1,225,216円及びこれに係る附帯債務の請求権</li> </ul>							

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	5 8	<b>権利の放棄について</b> 島根県母子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：個人外1名 ・放棄する権利の内容：平成15年1月6日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額1,714,248円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	5 9	<b>権利の放棄について</b> 島根県母子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：個人外1名 ・放棄する権利の内容：昭和56年12月19日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額576,440円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	6 0	<b>財産の取得について 衛星通信車</b> 取得の目的：防災情報通信設備の更新 取得の方法：購入（一般競争入札） 取得金額：52,380,000円 取得の相手方：日本無線株式会社山陰営業所	
	6 1	<b>契約の締結について 主要地方道桜江金城線市山工区総合交付金（改築）（仮称）市山トンネル工事</b> 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,915,920,000円 工期：契約が成立した日の翌日から起算して894日目にあたる日まで 契約の相手方：今井産業・原工務所・日新建設特別共同企業体 施工場所：江津市桜江町市山～八戸地内	
	6 2	<b>契約の締結について 島根県総合防災ネットワーク県庁衛星系設備整備工事</b> 契約の方法：一般競争入札 契約金額：468,018,000円 工期：契約が成立した日の翌日から平成28年3月28日まで 契約の相手方：日本無線株式会社山陰営業所 施工場所：松江市殿町地内ほか	
	6 3	<b>変更契約の締結について 広域営農団地農道整備交付金事業安能2期地区（仮称）第2工区トンネル工事</b> 変更契約金額：1,021,793,400円（33,064,200円増額） 変更後工期：平成27年6月30日まで（変更前：平成27年5月4日まで） 契約の相手方：中筋組・平井建設特別共同企業体 施工場所：安来市伯太町西母里～上吉田町地内	

区 分	議案No	議 案 名
報 告 (2件)	報告 1	<b>専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 4 件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般県道浅利渡津線渡津工区社会資本整備総合交付金（改良）（仮称） 江の川トンネル工事 3,110,645,700円（4,600,800円増額）</li> <li>・ 県防災行政無線幹線系拡充整備工事 5,176,142,400円（24,210,360円増額）</li> <li>・ 県デジタル総合通信システム移動系整備工事 1,254,854,970円（5,177,520円増額）</li> <li>・ 消防救急デジタル無線共通波整備工事 1,389,287,880円（352,080円減額）</li> </ul>
	報告 2	<b>専決処分事件の報告について（損害賠償） 2 1 件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故 14件 賠償額合計 3,230,123円</li> <li>・ 落石事故等 7件 賠償額合計 1,920,351円</li> </ul>